

Hors thème

博士号ダブルディグリー フランスの大学との共同指導における問題

高垣 由美
TAKAGAKI Yumi
大阪府立大学名誉教授・関西学院大学
yumi.takagaki@kwansei.ac.jp

森田 美里
MORITA Misato
大阪府立大学
misatomato@hotmail.com

はじめに

フランスの大学との博士課程の共同指導について報告し、ダブル・ディグリー成功の鍵と、学位授与までに遭遇した問題を紹介する。執筆者の一人の高垣は、前任校の大阪府立大学で指導教員として、もう一人の執筆者の森田は博士号取得者として、このプログラムに関わった。今後同様のプログラムに、教師としてあるいは学生として関わるかもしれない方々の参考になれば幸いである。

紹介事例

ここで紹介するダブル・ディグリーは、大阪府立大学とフランスのオルレアン大学の共同指導の結果である。学問分野は言語学、日本側の学位は言語文化学、フランス側の学位は言語科学である。論文題目は *Le clic en français parlé dans une perspective linguistique et interculturelle franco-japonaise* 「フランス語の話し言葉における舌打ち音—言語学および日仏異文化間コミュニケーションの観点から—」。森田が博士後期課程2年の2015年4月に、オルレアン大学と協議を開始、半年後の10月に共同指導に関する協定が締結された。それ以降森田は毎年渡仏して短期留学を繰り返した。最終審査会は2018年5月に大阪府立大学で行われ、フランス側の学位授与は審査会同日に決定、日本側学位は同年9月に授与式が行われた。審査委員として、フランス側指導教員でオルレアン大学の Gabriel Bergounioux 教授、及びボルドー・モンテーニュ大学の Laurence Labrune 教授の2名が来日した¹。日本側審査委員は、国立国語研究所の前川喜久夫教授、大阪府立大学の山東功教授、西尾純二教授、高垣由美であった。

ダブル・ディグリーとは

ここでしばしば誤解されている、ダブル・ディグリーという用語の説明をする。ダブル・ディグリーとは、学生が個人で2つの大学に登録し、2つの学位を得ることではない。大学評価・学位授与機構の定義によると、ダブル・ディグリーとは「異なる国の教育機関同士が協力し、修了条件を満たした時に、それぞれの機関が1つずつ同じレベルの学位を授与するプログラム」

¹ Bergounioux 教授は日本学術振興会の平成30年度外国人招へい事業の外国人研究者（短期）として来日し、Labrune 教授は大阪府立大学の費用で招聘した。

²である。つまり、大学同士が協定を結んで制度として共同指導を実現した結果、2つの学位を得ることを指す。

このダブル・ディグリーとよく似てはいるが、異なるプログラムにジョイント・ディグリーがある。ジョイント・ディグリーでは、複数の機関が共同でプログラムの必要条件を設定し、プログラム修了時に共同名義で1つの学位を授与する。つまりジョイント・ディグリーでは学位記は1つだが、ダブル・ディグリーでは学位記を2つ得られる。ここで述べるのはダブル・ディグリーの方である。

国際共同指導の現状

現在日本の大学で、ダブル・ディグリー・プログラムは急速に増え続けている。海外の大学と交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学の数は、文部科学省の調査³によれば、2008年度には85大学(11%)だったが、2015年度には169大学(22%)で、倍ほどに増加している。また日本の大学は、ダブル・ディグリー制度で送り出した学生の数の5倍以上の学生を受け入れている。国別の状況は、アジア地域相手が圧倒的に多い。

大学評価・学位授与機構の2012年の調査⁴でも、相手国として最も多いのは中国(41件)、次いで韓国(19件)で、アメリカ(12件)、台湾(9件)とアジアの国が目立つ。フランスは、イギリス、インドネシア、オーストラリアと並んで5位(8件)であるが、1位の中国のプログラムが41件であるのに比べて遙かに数が少ない。またダブル・ディグリーの多くは、学士号・修士号で、博士号は少ない。学問分野については、学士課程では、人文科学や社会科学が多く、人文科学の中でも外国語学、コミュニケーション学が多いが、博士課程になると、その分布はかなり異なり、工学や理学が圧倒的に多くなっている。

また国際共同指導は多くは英語で行われるが、われわれの例は、フランス語と日本語で行われた点で特色がある。

珍しい文系の博士のダブル・ディグリー

ここで強調しておきたいのは、フランス相手で文系の博士のダブル・ディグリーは極めて珍しいということである。2018年時点で在日フランス大使館のホームページに記載されている国際共同指導は31件で、それに関わる日本の大学は、国立大学7件、公立大学4件⁵、私立大学20件である。このうち博士課程は3件にすぎない。本稿で紹介する例はこのうちの1件である。

しかるべき統計がないので、フランスのダブル・ディグリーに関する正確な件数はわからないが、フランス政府留学局で担当者に尋ねたところ、「文系で博士のダブル・ディグリーは極めて珍しい。」と言われた。フランス大使館に届け出た場合は、在日フランス大使館のホームページに記載されるが、開始したダブル・ディグリーの試みが成功し、最終的に学位授与にまでたどり着いたかは不明である。われわれが調べた限りでは、文系の中でも、社会科学系ではそれなりの数の成功例を見つけられた。例えばグローバル COE プログラムの一環として、東北大学法学研究科とリュミエール・リヨン第二大学の例がある。(ただしこの枠組みで出され

² 大学評価・学位授与機構(2016)「質保証を伴った共同教育プログラム実施のための手引書」https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2016/03/25/no09_nr16-0325report_tebiki.pdf (2019年5月10日参照)

³ 文部科学省平成20年度、平成27年度の「大学における教育内容等の改革状況について」より

⁴ 大学評価・学位授与機構(2012)「海外の高等教育機関との連携・共同を伴う教育プログラムに関する調査報告書」

⁵ この4件はすべて大阪府立大学である。

た博士の学位論文のほとんどは、フランス人学生の分も含めて英語で書かれている。)他に10年ほど前に、関西学院大学法学研究科が、モンテスキュー＝ボルドー第4大学との共同指導に成功している。

これに対して人文科学系では、ずっと数が少なくなる。我々が調べた範囲でわかったのは、青山学院大学文学部でフランス人教員が、パリ第三大学とダブル・ディグリーを実現した一例だけだった。この時の最終審査会はフランスで行われている。

われわれは、グローバル COE のような大きな公的支援はなかった。また日本人教員を主査として、フランス語での審査会を日本で開催している点で、他に同様の例を聞かない。日本主導で小規模で実現したこの本件のような例は、今後日本の大学でも増えてくると思われる。

博士号の特異性：すべてオーダーメイド

博士課程のダブル・ディグリーが、学士号・修士号と大きく異なるのは、学生の数だけ、それぞれ異なるプログラムがある点である。つまり博士課程のダブル・ディグリーはすべてオーダーメイドである。学士課程・修士課程では、相手の大学と協議して取得単位数や科目内容を決めるまでは、大学にとって大きな労力が必要であるが、一旦プログラムが出来上がってしまえば、後は既定のルールの上に何人もの学生を乗せられる。これに対して博士課程では、学生一人一人について個別に協定書を作成し、その協定書の中で、研究課題、留学期間、博士論文の執筆言語、最終審査会での使用言語、審査委員構成、授業料をどちらの大学に払うかなど、当該学生の状況に応じて条件を定める。そして、両大学の学長、研究科長、指導教員、学生が署名した協定書を両大学が取り交わす。

遭遇した困難1：日仏の制度上の違い

上述のオーダーメイドの協定を結ぶことが、ダブル・ディグリー実現のための最初の大きなハードルであった。というのは、日仏の違いから生じる制度上の問題を、幾つもクリアしなければならなかったからである。

日本では各大学が独自の基準で博士号を授与する。これに対してフランスの大学では、授与される学位がしかるべき基準に合致しているかどうかを認証するのは、大学ではなく国家である。国家が学位の質を担保するという制度をとっているため、フランスでは、すべての大学で、同一条件で同一の学位を授与する義務がある。つまりフランスの学位審査は全国统一基準に則って行われている。それゆえに、日本の大学と連携するために、大学独自の判断で柔軟に対応することが難しい。

こういった制約のため、我々がとりわけ頭を悩ませたのはダブル・ディグリーの審査委員構成であった。第1の問題は主査、つまり審査委員長を誰にするかであった。大阪府立大学の学位審査規定では、指導教員が主査となる。これに対してフランスでは、*directeur de recherche* は *président du jury* になれない。指導教員が日仏で2名いるのだから、主査も日仏2名おいてはという日本側の提案は、フランス側から却下された。結局日本側指導教員の高垣が主査を兼ねるということで、決着した。

第2の問題は、運営上より深刻なものであった。大阪府立大学の学位審査規定では、審査委員会は、大阪府立大学の当該研究科の教授3名以上の審査委員で構成され、そこに他大学院の教授等を加えることができる、となっている。日本の他の多くの大学でもよく似た規定であろう。これに対してフランスの学位では、学外審査委員が半数以上とされている。さらにダブル・ディグリーの場合には、日仏の審査委員の数は同じと定められている。日本は大学の学位だけ

ら、学外審査委員は必要ではないが、フランスでは、全国基準で学位の質保証をするので、1つの大学の中だけで審査すべきではないという理屈だと思われる。

このフランスと日本の両方の規定を文字通り当てはめようとすると、審査委員は12名にもなってしまう。このような大人数の審査委員会を作ることは、フランスからの審査委員招聘費用がかかりすぎる、全審査委員の日程調整が難しいこと、最終審査の場で実質的な議論がやりにくくなってしまふことなど、運営の上で大きな困難が生じる。この問題については、日本の学位を出す6名の審査委員会の中に、フランスの学位を出す4名の審査委員会を作るという形で決着させた。これはフランス側の提案に基づいたものだが、この形が可能かどうか、大阪府立大学の教務は、法律の専門家にも相談したそうである。このように、国際的なダブル・ディグリーの実現には、事務方の協力が不可欠である。

今回の事例では結局、主査に関しては日本の規則、学外審査委員の数に関してはフランスの規則に従うことで決着させたが、同じような問題は日本の他の大学でも、国際的なダブル・ディグリーを実現する際の障害となりかねないということは、指摘しておきたい。

実際この国際共同指導の実施中、ある大学の教員から、ダブル・ディグリーの試みがうまくいかなかった話をお聞きしたことがある。その先生からは、「以前に自分の学生のために、フランスの大学とダブル・ディグリーをやろうとしたが、学則にひっかかって、どうしても実現できなかった。大阪府立大学では、いったいどうやったのか？」と尋ねられた。学則に抵触するためにダブル・ディグリーができないという大学がある。しかし学則は簡単には変更できるものではない。これは日本の大学の国際化の点で今後問題になるであろう。

なお大学間協定が無事に結ばれてからも、フランスの大学では登録に困難が生じたことを付け加えておく。その原因は、フランスの大学の事務があまり日本の大学のシステムを知らないということが大きい。学生本人が事務に何度言ってもどうにもならない場合が多々あり、その度にフランス側の指導教員が働きかけて、事務に動いてもらえた。

遭遇した困難2：文系特有の難しさ

博士課程のダブル・ディグリーの圧倒的多数は、理系である。文系のダブル・ディグリーの困難さは幾つかあるが、フランスの大学を相手とする場合、文系の多くの学問分野で、学生、教員ともに高度なフランス語能力が要求される点がある。理系では論文執筆も審査も通常すべて英語で行える。また、博士論文やその審査結果報告書など、執筆する文書の量そのものが少なく済む。しかしフランスの文系の審査では、理系よりもずっと多くの文書を作成せねばならず、またその文書がもつ意味も、理系よりも遙かに重要である。なぜならば、フランスでは *rapport de thèse* と呼ばれる博士論文審査報告書が、その学生の就職の際に一生ついて回る重要な意味を持つからである。この報告書は、まず分量が日本の報告書の数倍ある。本件の場合、日本側の審査報告書は3ページであるのに対し、フランス側の *rapport de thèse* は14ページとなった。そしてそのフランス語は、構成にも厳密な決まりがあり、極めて特殊な行政文書の独特の文体で書かれねばならない。この文書の作成は、フランス人教員でも出来る人は限られる。ましてやフランスの大学に勤めた経験のない日本人審査委員にとって大きな負担である。本件の場合も、フランス側指導教員の全面的協力なしには、決して完成には至らなかった。

成功のポイント

我々の体験では、フランスとのダブル・ディグリーの成功には、複数のポイントがあった。

第1に日仏の密接な連携である。本件の場合、日仏の指導教員は最低1ヶ月に1回はスカイ

プを使って話あい、指導方針や研究の進み具合に関して、情報交換を行った。フランス側指導教員は、ダブル・ディグリー・プログラムの実施中の3年間に、毎年フランスで対面指導をしただけでなく、最終審査会の時を含めて3回来日し、大阪府立大学でも指導を行った。

成功の第2の鍵は、日仏両大学でトップに直接ものが言える人の協力である。ダブル・ディグリーの協定書の作成には、2つの大学が持つ、相容れない学則をすり合わせ、制度上の問題をクリアせねばならない。また学内でも国際交流、教務といった複数の部署において専門知識をもった事務職員の協力が不可欠となる。これは一教員が個人レベルで実現できるものではなく、大学に組織として対応してもらう必要がある。本件の場合、フランス側指導教員が部長レベル以上の人であったこと、そして日本側は研究科長の全面支援があったからこそ、実現できたといえる。

第3のポイントとしては奨学金の存在である。既に述べたとおり、本件ではグローバルCOEのような支援は一切ない上、学生に余り金銭的な余裕がなかった。そこで、大阪府立大学の「つばさ基金海外留学支援事業」という奨学金制度を活用した。これは海外へ留学する学生を対象に、渡航などに必要な経費を一部支援するというもので、お陰でフランスへの渡航費や滞在費の一部を賄えた。さらに、オルレアン大学、そしてサントル＝ヴァル・ド＝ロワール地域圏の海外在住学生向けの渡航費援助奨学金も獲得できたため、学生個人の金銭的負担を大きく減らすことができた。このような奨学金は、ダブル・ディグリー・プロジェクト開始の時点で獲得が保証されていたわけではない。しかし既存の奨学金制度を積極的に活用したからこそ、大きな公的支援なしでも両大学の学位の獲得が成ったとも言える。

なぜダブル・ディグリーを目指すのか

一般的にフランスの大学の学位は、国際的なキャリアを目指す学生にとっては魅力があるだろう。しかしダブル・ディグリーは、制度的に極めて重いものである。当該学生にとって余程のメリットがなければダブル・ディグリーは始めるべきではないというのが、現場の教員の正直な感想である。

あまたの困難を承知の上で、それでもダブル・ディグリーを目指すかどうかを決定する場合は、学生にとって本当にそれが必要かどうかを第一に考えるべきだと思われる。本件の場合、学問的な理由がかなり重要であった。オルレアン大学の所蔵する会話コーパスの使用が、博士論文の研究の成就にとって決定的な意味を持っていた。そして、日本側指導教員が強くない音韻論や音声学に関しては、フランス側指導教員が指導できるという大きな教育的理由があった。さらに、社会人学生として、長期留学が難しいという事情もあった。

結論に代えて

文部科学省は、各大学がそれぞれ学位を授与するダブル・ディグリーではなく「連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与する」ジョイント・ディグリーの優位性を述べている（中央教育審議会 2014）⁶。しかし、上述のような日仏の学位認定の在り方の違いにおける問題点を鑑みると、本事例は各大学が独自の基準と方法で学位授与できるダブル・ディグリーだからこそ実現できたといえる。

⁶ 中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ(2014)「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/fieldfile/2016/03/23/1353908.pdf. (2019年5月10日参照)